

# 福祉環境委員会記録

令和元年7月3日（水）  
9時28分～11時20分  
第1委員会室

（委員）柳楽委員長、上野副委員長

村武委員、布施委員、芦谷委員、田畑委員、澁谷委員、西村委員

（議長・委員外議員）

（事務局）新開書記

---

## 議題

1 浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例(案)の検討について

2 その他

〔次回開催〕

○福祉環境委員会

日時：令和元年7月22日（月）12：30～

場所：浜田市役所 5階 第1委員会室

議題

（1）条例制定検討に係る担当部局との意見交換会

（2）その他

○福祉環境委員・健康福祉部合同地域医療勉強会

日時：令和元年7月22日（月）14：00～

場所：浜田市役所 5階 第1委員会室

議題：国保医療費及び介護保険認定者分析からみる浜田市の状況

【以下詳細は会議録のとおり】

## 【会議録】

( 開 議 9 時 28 分 )

柳楽委員長

福祉環境委員会を開催いたします。本日の議題としては「浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例(案)の検討について」を最初に皆さんで検討したいと思います。

その前に1つ皆さんにお願いしておきたいと思います。タブレットの中に委員長報告案を載せてもらっていますので、もし修正等あれば今日中に事務局までお知らせください。

それでは議題に入ります。

### 1 浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例(案)の検討について

柳楽委員長

最初に澁谷委員からご意見を伺ってからの方が良いですか。

澁谷委員

いえ、もう直してもらえば良いです。

柳楽委員長

はい、それでは皆さんにお願いしていたように澁谷委員から提案をいただいていますこの条例案について、どこか直した方が良く追加がありましたらご意見をいただきたいと思います。

村武委員

私も討論会に向けてのテーマを提出する際に、認知症についてのものを推進していくためにはこういった条例が必要だと思ったので、澁谷委員さんに作っていただきありがとうございます。

この議会でこういった条例を作って提言をするのですよね、それからその条例はどのように進んでいくのですか。というのも、私の中でこの認知症に関する条例はやはり当事者さんや家族の方達の意見も取り入れた内容にした方が良いのではないかと思います。そういったものは今後取り入れて作られていくのか、その所が分からないので教えていただけますか。

澁谷委員

委員会で上程して今の段で行くと、皆さんに許可いただいた原案を8月の段階で浜田市の法令審査会で審査して、この法律の用語は間違いないか確認していただいて9月議会に上程する、というのが私の考えているスケジュールです。市民から意見があった場合は、途中に変えれば良いだけなので、市民の方の声をどこまで聞くかということになると1年も2年も先になってしまう可能性があるのですが、一度作った後に修正を書ければ良いのではないかと私は思います。どのような方に意見を聞くかですが、その方に

条例に意見できるほどの知識があるかどうかもあるし、どのくらい法律に詳しいかもあるので。とにかく作った後に修正をかければ良いと思います。

村武委員

少し前に作られた、障害者差別解消条例などはいろいろな方たちが入って意見を出されて作られたものだと思います。認知症に関してはそれに近いのではないかと私は感じていて、私が参考になっている愛知県御坊市がかなり認知症の取組が進んでいて、条例がどのように作られたかがホームページに紹介されています。そこには、市民の方や家族の会、有識者の方達の意見を取り入れて作られたということが書いてありました。そういうものがとても大切なのではと私は感じたのですが。

澁谷委員

それは御坊市の考え方であって、これは御坊市を参考にしているし、愛知県の県条例も参考にしています。神戸市も参考にしているし。設楽町も。その後で良いのではないかと。それは向こうの考え方であって、一回作った後に修正かければ僕は良いと思う。市がやっていることであって議会がやっていることではないから。市がやるのは、会議をした時の費用も発生、支払いもできるけど、それをやったらまた何年後かになってしまうというイメージを僕は持っている。そういう根本的な事ならもっと前に言ってもらいたいし、そんなことを言えば、全然進まなくなってしまうので。

柳楽委員長

条例に関する議論が今日から本格的にということなので、いろいろなご意見があるとは思いますが。

西村委員

案の時からはおっしゃられたけど。

芦谷委員

村武委員の意見と関係するのですが、第9条に「市は関係機関」とあります。関係機関というのは、医療・介護・福祉になっています。御坊市は「生活関連、法律、教育、保健」とあります。そうすると、市民の認知症に関する主体も関わってくるので、もっと関係機関を豊富化すれば、村武委員の気持ちも入るのでそうすれば良いと思う。従って定義第2条第5項に御坊市の文をそのまま入れれば、ある程度幅広くできるのではと思います。

柳楽委員長

関係機関の中に教育といった物も入れた方がより良いのではないかというご意見でした。

芦谷委員  
田畑委員

御坊市の例を見てもらいたい。この中にあるから。5月13日に。今こうして出ているけど、最初から完璧なものはないので、これから運用していく上において出てくるいろいろな問題点は改正を重ねて上積みしていかないと。スタート時点で100パーセントを求めようと思ったらそれは不可能な話だから。

7月22日に勉強会をする。先生らの考え方や意見交換をする中でいろいろなことが出てくる可能性もある。そうしたらそれを第何条に組み込むかも当然出て来るし、運用するまでにはいろいろな知識が入ってくると、委員会を開いて改訂・改正していく。

最初から完璧は難しい。議会基本条例もそうだった。作った時はすごいと思ったが、それに関わって引っ張って引っ張って、議会基本条例を根本的に見直さないといけないのではないかという点もあるので。運用して数年経つと問題点は見つかるもの。書きすぎていることも不足もあるだろうから、その都度、委員会を開いて見直すスタイルを取っていかないと。ここで最初からそれを言い出したら、今考えられる範囲内で改正していくなら良いけど。よその条例や運用状況等を取り入れて、浜田市の条例にふさわしい文言を加筆していく考えを持ってないとなかなか厳しいと思う。それで良いと思うけど。

布施委員

超高齢化社会に人の優しいまちづくりは必要だと思っています。その中で福祉の現行制度もいろいろやっておられますが、今やっている制度をより充実するためのものも入っていますし、最初に澁谷委員が、いろいろな先進地の良い所を入れて作ったと言われましたが、見ると確かにそういう所もありますが、人にやさしいまちづくり条例で澁谷委員に聞きたいことがあります。第4条の2番目、認知症の人の役割ということで、認知症の人も条例に参加する意味あいというのは、認知症の人は支えられる側で参加できるという意味なのか、どういう意味なのか聞いてみたいのですが。これはどこかを参考にしているのですか。

澁谷委員

他の自治体にも入っていたのでそのまま採用しているのですが。問題があれば外してもらえば結構です。あくまでも原案なので。この条例の中に、どこの市も入れてなくて僕が勝手に入れた部分は1個もありません。この市にはこれがあるけど、この市に

はこれがないという分を入れている感じです。ですから整合性が取れているかどうかの問題はあります。ただ、まるっきり同じものを作るのは盗作みたいになるので。今までも議会基本条例や地産地消条例を作ってきましたが、寄せ集めを皆で直していく作業をしています。神戸のように予算が発生しそうなものを載せるのは次の段階だと思ったので最初から外していますが。おかしいものは外してもらえば良いです。

芦谷委員

布施委員の意見ですが、私もはじめ同じことを思いました。しかし考えて見ると我々の視点は認知症になれば我々とは違うのだという感じで、我々の考える範囲をオミットする感じがあると思います。余程法的に、補佐人や法定代理人がついていて自分で法律関係ができない人は別として、一応認知症らしい人でも権利・義務はあるから、その人のことをおもんばかって周りが支えようということ言えば、このままで良いと思います。気持ちを考えるという意味にすれば。普通の、ただ病気になって弱った段階では自分の意志をしっかり出してもらうのは思想として大事かと思います。

布施委員

それはよく分かります。ただ認知症は種類が4種類以上あると言われていて、総合的に認知症を考えた部分と、脳疾患、物忘れが進行する場合、アルツハイマー型で若年から発症している場合もあります。そういう意味で家族の支え、本人の自覚、社会参加というのは大事だと思います。初期の認知症の方が認知症予防サロンに自分で通われる場合もあろうし、認知症から引きこもりになり周りから促されて出る場合も出てくると思います。これが悪いわけではないですが、そういう考えでやるならこの文言を入れても良いです。ただ、私も芦谷さんも勘違いされたように、この条例が皆さんに読んで分かるような文言にしたらより良いのではないかと思って言わせていただきました。

芦谷委員

1点は、前文の所をもう少し理念的に豊富にした方が良いと思いました。代案はありませんが。

第12条の議会の報告、確か神戸市だったと思います。議会への報告を止めて、実施状況を公表するものとするとしたらどうでしょうか。公表することによって認知症サポーターや認知症カフ

エ等は全部人に見てもらうことになるので、議会だけ特定するのはちょっと違和感があったのです。ここは実施状況の公表か何か  
に改めた方が良く感じました。

柳楽委員長

芦谷委員から、前文をもう少し肉付けした方が良いのではない  
かというご意見と、12条で議会への報告となっているけど広く市  
民の皆さまにも知っていただくために公表することにした方が  
良いのでは、というご意見がありました。前文は今すぐには思い  
つかないかもしれませんが。

布施委員

12条は議会の報告と市民に公表するものとする感じで良いの  
では。

柳楽委員長

公表というのがどういった形で。実施状況を報告するのもそう  
ですが、報告の仕方はどのように考えておられますか。

芦谷委員

新聞にも広報、関係機関にも説明するとか。あらゆる機会を通  
じて公表すれば良いです。

柳楽委員長

確認ですが、今回、認知症にやさしいまちづくりに関する施策  
の実施状況を議会に報告する、公表するという部分については、  
今回出そうとしている条例の中身について関わることについて  
の報告なのか、それとも広く市が行っている認知症施策に関する  
ことの報告なのか。施策についての報告という認識で良いですか。

布施委員

それは三隅自治区の議会報告会の中で言われました。市はいろ  
いろな政策があるけど、自分たちは全て知っているわけでもない。  
保健委員さんがたまたまグループにおられて、実は三隅自治区は  
こういう取り組みをしていますということ、同じ三隅自治区で  
も知らない地区がある。知っている地区は保険委員が繰り返し告  
知しているからであって、それがないと成果も出ないし知る機  
会もない。条例を定めるのは地方自治法の1つの取り決めで、取  
り決め事項になると思いますので、これを作るだけでなく知らせ  
て、成果を必ず求めていかないと意味がないと思います。芦谷委員  
が言われたように議会への報告はもちろん大事ですが、それを市  
民に公表して次の成果を求めることは大事ではないかという思い  
があります。ただ、それを連立させるのか、13条まで作って市民  
にも公表するのかを考えることはできるかなと思います。

柳楽委員長

今出ている案としては、議会に対する報告と市民に対する公表

を合わせて行ったら良いのではというご意見かと思えます。そういった形に修正するという事によろしいですか。今ここには12条議会への報告という項目になっていますので、それに加えるとなると13条という形で、市民への公表という項目を加えることになるのでしょうか。

芦谷委員

12条の見出しを「施策の公表」にすれば良いと思えます。末尾も「実施状況を公表する」にすれば、議会へも市民へも公表される意味になります。

柳楽委員長

そういうご意見が出ていますが皆さんいかがですか。よろしいですか。澁谷委員さんは。

澁谷委員

繰り返すようですが、僕は原案というか、今までは浜田市議会で常任委員会で条例をきちんと審議して提案することがなかったのです。それが今回は通年会期も始まったし、政策討論会で皆さんと議論をしてきているので、そういう中での成果として常任委員会から提案することに意義があるのではないかと僕は思ったので今回提案させてもらったので。5つの市からつなぎ合わせるだけでも整合性を取るために何十時間もかかっています。それを原案としてどんどん直していただければ良いと思っているので、皆さんの言われるとおりで良いのです。ただ皆さんで議論して提案していくことが僕としては価値があると思っているので。だから僕に遠慮せず。思った時は言いますから。

村武委員

最初私から言わせていただいたのですが、本当にたくさんの時間を使って作られたということも分かりますし、私自身も日常に対する条例が作られることで執行部もより良い事業が出来ると思えます。これから皆さんで作り上げていって、もし不都合が起こればそれをまた変えていくということなら、それで良いと思えます。私たちの中で社会福祉協議会さんからお話を聞いたり視察に行ったりしていますが、御坊市の考え方というのがどちらかと言うと、認知症は支えられるばかりではなく認知症の方もちゃんとやっていける。認知症の方達の視点も必要なのかなとは思っているのですが。それがこの中に入っているか私もきちんと読み取れない所もあるのですが。私も今までいろいろ勉強する中で、認知症の人も支えられるばかりではなく自分たちにできることもたくさ

んあるということをすごく聞いていて。若年性認知症の方等は特にそのようなことを思っておられるようなので、そういうものが盛り込まれると良いなど。

柳楽委員長

多分、認知症という診断を受けたり周りから見て認知症だと判断される状況になった時に、どうしても認知症に対して正しい知識がないと腫れ物に触るような意識が働いたりして、あの人に色々言っても負担になるのではとか出来ないのではないかと、そういう見方に陥るのは結構多いのではないかと思います。だけど部分的には忘れていることがあったり出来ない事が出るかもしれないけど、普通に出来ることもあるし、それが1日のうちずっと忘れているのではなく、まばらの方も居たりするので、周りの人が理解した中でその人が出来ることについてはいろいろ挑戦してもらおう状況になることが必要なのかなと思います。そういうことを含めた自らの意志によって社会参画するというのが出てきているのかなと思いますが、認知症になられた方が自らの意志によって社会参画する意識になれるかどうかは疑問な点もありますが、そこに至るまでにこの条例を皆さんに知っていただき、自分がそうなった時には社会参画していかないといけないという意識を持っていただくことについては、すごく意味があるのかなと思います。

12条のところ、施策の公表ということで皆さんよろしいですか。施策というか、実施状況の報告ですよ。

芦谷委員

第4条第2項を見てください。絶えず施策の実施状況と効果を検証し、となっています。市は実施状況の効果を検証しているから、その結果はそのまま公表で良いと思います。

西村委員

僕は「施策の公表」で良いと思うけど。

柳楽委員長

ではここは「施策の公表」に変更したいと思いますが、となると12条の文言を修正しないとイケないと思いますが、皆さん何か案が出ますでしょうか。ご意見いただけますか。

西村委員

議会への報告となっているから、神戸市では相応の経緯があったのではないかという気がする。

澁谷委員

神戸市が一番進歩しているのです。

西村委員

それは格調高い感じがする。



澁谷委員

認知症の方を救済するために加害者になった時の税金で補てんしようという考え方で行っています。認知症の方がJRを停めてしまったりすると何百万円の請求が来たりする。その時も市議会を開いて補填してあげましょうという所まで行っているから、そこまでいっているのは神戸市だけです。そういう経緯があって、きちんと議会側に情報提供をして、という次のランクに進んでいますので。神戸市はちょっと別格です。非常に簡単な言葉で条例が作ってあるので。

芦谷委員

11条第4項に入っていますよね、認知症の方の事故は支援するといっ。

澁谷委員

支援というのはすごく曖昧です。相談もあるし話を聞いてあげるのも支援です。神戸の場合は税金を投入するところまで行っているから、そのために審議会もする。審議会メンバーはこういうメンバーですとか。そういう段階まで行っているから。それは執行権に関わることなので議会が提案する条例としてはそこまで言えない感じ。

柳楽委員長

では1個1個整理しますが、12条は「議会に」を省いて、特に誰にとということもなく公表するということで「実施状況を公表するものとする」で良いですか。

( 「はい」という声あり )

この中に出てくることに関して、これはどういう意味合いなのかということは出てくると思います。

西村委員

それは定義の中でうたうべきものなのか、私もよく分からない。

柳楽委員長

どういったものを公表すべきと考えるか。これはこの委員会で、皆さんの共通認識として持っておかないといけませんよね。

澁谷委員

今度22日に執行部に流す時に指摘があるでしょう。こんな曖昧な条例では困るとか。

布施委員

だから大まかには市の施策の部分と、認知症サポーターの取組部分とか、事業者、その部分で公表できる柱を入れていただき、生活支援コーディネーター等の社会福祉協議会の活動がありますよね、それが実際に則しているかも含めながら公開できるものをしていただく感じだと思います。法律でもこういう条例を作る場合は越えないといけない部分が結構あって、それを調べた上

でのパブリックコメント。普段条例を作る時はパブリックコメントを求めたりして作っていく方式と、条例を作って足りない部分を足していく方法があります。1つ1つ文字でとると、なかなか難しいと思います。規約等作って条例の中に違う項目で入れていく。違う項目を出していくやり方もあると思います。

澁谷委員

これは基本理念条例なので、民放や刑法とは違います。きちんとしないと訴訟が起きるというものではないので、執行部との話。例えば浜田市議会は地産地消条例を作りましたが、学校給食は地産地消条例に則しているかと言えば、理念はそうだけどやってもらってない所も一杯あります。曖昧な所は指摘があった時に考えたら良いのでは。

柳楽委員長

今の段階で公表内容について、こちら側からこういうものというものを持っていないくて良いですか。

澁谷委員

皆さんがわかって箇条書きにしてもらえれば一番良いけど。

( 以下、自由討議 )

西村委員

非常に難しい。公表なり報告なりが本当に必要なのかということ。そういう議論がそれ1つ取って見てもあります。誰が求めているのか。

柳楽委員長

先ほどの布施委員さんのお話を聞くとやはり議会報告会の時に、認知症に限ったことではないが市のやっていることがよく分からないという声が上がっていたという。

西村委員

市報では不足ということですか。

澁谷委員

条例は作りっぱなしになってしまいます。報告があったりすると思い出したり検証したりのために作っているのかなと思いましたが。浜田市議会は特別委員会で地産地消条例を作ったのに、それを言っている議員がほとんどいなくなっているでしょう。

西村委員

学校給食くらいだな。

澁谷委員

作った段階で自己満足してしまうから、それを検証するためにあえて情報提供を求めながらということなのかなと僕は思いました。西村さんが言われたような深い経過があって、こうなっているのだろうという指摘までは考えなかった。

西村委員

それは私もよく分からないけど、多分そうではないかなという

気がした。報告そのものが本当にいるのかというのが本音です。そういう条文がいるかいないかは実践を通じて諮られるもの。それがないと条例が必要か必要でないかも諮られるものではないかと私は思っている。実際にやってみて別に条例がなくても問題なければなくても良いと私は思っている。そういう意味で言えば議論もだけど例えば政策提言を実際にやってみて、それを市が提案しても受けてやろうとしないと色々なパターンがあると思うけど、状況を見て条例が必要だと言えるなら。条例を作れば条例に基づいてお互いが仕事したり質問したりしなければいけないから、それが大きな違い。だからこれに基本的に賛成とか反対とかではなく、それこそ作って終わりのような、実態がなくていまいち乗り切れない。

澁谷委員

条例や法律はそういう所があって。法律が今ものすごく細部にわたっていて、行政はそれに振り回されている。特に厚生労働省は法律をどんどん変えてくるから現場はあたふたしている。だから法律や条例は少ないに越したことはないのだけど、複雑化する社会の中では、新しいものが世に出ればそれに対する法律を作っていかなければならないのです。だからどうしても数が増えてくる。条例も、作れば良いというものでもないし、議会において条例が作られた例は10や20程度しかない。しかし、それなら作らなくて良いというものでもなく、作れるもの、できるものについては。全く無から作るのは難しいけど、先進地事例が10くらいあると模倣できるので、そういう中から今後浜田市が理念として、広域高齢者に対する医療費や介護保険料について、高額になっている理由が認知症のウェイトが高いとか、介護認定率の高さにあるなら、僕は一步踏み出すべきではないかということで常任委員会に提案したのです。

芦谷委員

市の健康推進条例というのがあります。これは理念条例なので執行部をしばるものがありません。従って言われたように、この中で例えば第12条のように市が公表することをすれば、一応、市民に示せるし、示すからにはしなければいけない。市民から負託を受けた市の行政機関と税金を使っているわけでしょ、そうすると当然何事においても、やったらこうだったということを公開

して市民の評価を仰がないといけないと思う。公表にはそういう執行部の足をしばる意味合いがあるので、したら良いと思う。

田畑委員  
布施委員

P D C Aを言い出したら担当部署の事務量がすごく増える。

多分、芦谷委員が言われたのは、P D C Aの柱部分ですよ。その部分は現行施策もありますよね。そういうものを含めながらの公表という意味もあるのでしょうか。全て公表するわけではないでしょう。

芦谷委員

公表は、執行権の付託を受けて税金をもらってやっているのだから、求められれば何事も開いていこうというスタンスなのでよね。そこまで深く考えずに気持ちとして市民に公表するという事です。

布施委員

予防対策の施策も含めて公表もあるということでしょう。前も言ったかもしれませんが、うちの近所に2人認知症の方がおられて、1人は在宅、1人は家族の手に負えなくなって施設に入られました。私は認知症サポーターなのですが、人にやさしいまちづくりをやった時に、家族の方は自分の親でありながら認知症になったことを公表されません。分かったのは夜中に徘徊して玄関をたたかれた時。優しさで対応したら毎日夜中の2時に来られるようになって非常に困った。家族に言う「関わらないでくれ」と言われたが、玄関をたたかれたら関わらざるを得ない。優しさをどこに求めていくかは非常に難しいのですが、家族と話し合える場が今まで無かったという思いがあって。私たち周りの人間もそうでしょうが、家族の人が認知症は恥ずかしい病気ではない、認知症になってなぜ悪いのという意味合いのものを持っていただいて、地域で支えてもらう気持ちがないと、片一方だけがそういう思いになっても難しいと思いますので、その部分を強くやるべきであり、サポーターも、なっただけで次の段階がないですよ。このようにしましようというのが。私も受けたのがもう7、8年前ですから、それから講習も受けていませんし、また考え方が違うと思います。機会を増やして、サポーターの役割も大事なのだということが書いてあるので、いろいろな面でやっていくのがこの条例は必要だと改めて思っています。

公表は全ては難しいにしてもやらないと。執行部の事務量は

変かもしれませんが、公表しないと条例を作った意味があまり無いような気がしないでもないです。

柳楽委員長

公表が必要か必要でないか、両方意見があるかと思います。他に意見がありますか。

田畑委員

公表というのは認知症になられた方を公表するのではなく、市長がどのように認知症にやさしいまちづくりをするのか、施策を具体的に公表するのであって。だから私はこれで良いと思う。やはりちょっと問題があるという所は出て来るし。乾杯条例も地産地消条例も理念条例みたいに作っているが、誰も語らないような条例では同じかなという気がするので、とりあえず前に進んでいく。ある程度前に進んでいかないと、誰も暗中模索の中で本当にこれが必要なのかといったことになってはいけないと思います。

澁谷委員

乾杯条例の話が出たけど、浜田市新年賀会の時に日本酒で乾杯でなくビールだった。市長を交えて二、三十人でやる時には乾杯条例がありますからとやりますが。だから作って全く効果ゼロではない。それに基づいて行政が完璧にやっているかと言えばそうではない。

柳楽委員長

条例ができていても、それを市民の皆さんが知らなければ実行されるわけないと思いますし、そういう所から問題が。

澁谷委員

条例もそうだし、スポーツなんか宣言とか言われるでしょう。それをきちんと、本年度にどういう取り組みをしたかということではなく、宣言で終わってしまうパターンとか、似た条例を作っただけで終わってしまうことになるかもしれませんが。

田畑委員

地産地消条例は何か質問した人がいるよね。

澁谷委員

たまに何か思い出したように、1年に1度くらい学校給食であるけど、皆が積極的に毎回やっている感じはない。

柳楽委員長

最終的に12条の部分は。

西村委員

私は個人的には必要性を感じない。だから、それこそ感じた時に入れれば良いと思う。

田畑委員

これをベースにして。西村委員が言われるように12条は現時点で必要無いではないか。

西村委員

先ほど村武委員が言ったけど、そういう意味でも、現に認知症の人が家族にいるという家族も含めた議論が、条例化にあたって

必要だとは思わないけど、そういう取組は政策討論の過程でもいろいろな過程で必要ではないかと思う。そうしないと膨らまない。文章としては最終的に同じになるとしても、私らの心持ちは膨らまない。そういう意味でそういった方が主体的に関わってくれば、そんなことはない私は必要だという意見があるかもしれない。

田畑委員

そう感じた時に出せば良い。

西村委員

ただ、私は感じない。12条の必要性を。

柳楽委員長

とのご意見ですが。

布施委員

まだ揉む段階でしょう。意見を言えばいいのでしょうか。結論を求めるならだけど。

柳楽委員長

ただ、入れるかどうかについては……。

新開書記

22日に執行部との意見交換の中に、その場で見せて「意見ください」というのは執行部も大変だと思うので、ある程度、今日委員会の中で固まったもので話を持っていきたいと思うのですが。

田畑委員

次は22日まで委員会はないのか。

新開書記

間に入れてもいいですが、視察もあるので。

新開書記

冒頭ですが、「私たち（または本市）」は実は原案は「浜田市議会は」で作っておられたのですが、私の方で修正をさせていただいたものです。私たちが良いか、本市が良いか、または浜田市議会にするか、どうしましょう。

芦谷委員

「私たちは」が良いと思います。

新開書記

澁谷委員は「これを議会が作った条例だということが分かりますか」という質問があったと思いますが、確認したところ分かりません。条文になった段階で議会が作ったものなのか執行部が作ったものなのかは条文上では分かりません。

澁谷委員

執行部はこういうことを議会から作って欲しくないわけ。絶対作って欲しくないわけ。自分たちで作らないといけないことを議会にされたくないから。だからあれも駄目これも駄目と必ず言ってくると思います。そこをどれだけ理論武装して抵抗できるか。担当部長や課長が、そんな不名誉なことは許されないと絶対言ってくる。それに従うかどうか。どうすれば妥協できるかの折衝も必要です。僕が担当部長や課長なら絶対嫌です。自分が作りますと言う。あれば議会が作る必要ないが、それが無いからこういう

政策討論の議論内で提案するのだから。なるべく提案されないように執行部はあれもこれも否定してくるでしょう。そして時を見て2、3年後に自分らで作ってさっさと出してくるのです。僕の推測ではね。

新開書記  
澁谷委員

今までもありましたよね、医療費の無料化で、12月議会では「そんなものをすればコンビニ受診になる」と言っていたのに3月になったら急に上程してきて、半年でなぜ急に変わったのかと問うと「県内他市のほとんどがやり始めたから、やらなければならないと思った」とか、何なのだそれはという話が今までも一杯ある。で、どうしましょうか。

芦谷委員

僕の思いとして、ここだけは市議会が作った証拠がないといけないと思って入れただけで。「私たちは」でも十分良いですよ。ただ、なんだかんだ必ずケチを付けられて駄目だという流れに持っていかれるだろうけど、抵抗したいなという。

柳楽委員長

二元代表制で、執行部も議会も両方提案して、主体はそうかもしれないけど市の物は市民のものだから、そうするとあまりここで執行部だ、議会だといって色を出す必要ないと思います。これは市民のものだから、そうすると「私たちは」で良いと思います。

澁谷委員

私も市民の皆様がそういうことを認識していただくためには、「私たちは」の方が良いかなとは思いますが。  
( 「賛成」という声あり )

柳楽委員長

では「私たちは」でいきたいと思います。  
僕が気になっているのは、第2条の1で、認知症のところを事務長が介護保険法第5条の2第1項「以下「法」という。」と、しているけど、他の自治体は少しは入れているのです。アルツハイマー病や脳血管疾患とか、そういう脳機能のことが。事務長のセンスで全部介護保険法と書いてあります。介護保険法のいう認知症とは、介護保険法を見ないといけない形になっていて、どうか。ここだけは何か日本語があって、その後の文書がある方が良いのではないかと言う気がしています。このままで良いならこのままで良いですが。

市民の皆さんがもしこれを見られた時には、これだけでは分かりにくいというか。どうですか皆さんのご意見は。条例となると

そういうものなのかなという感じもしますが、分かりやすいものとなると……。

( 以下、自由討議 )

(1)の認知症の所はどうしましょうか。このままで良いか、それとも澁谷委員が言われるように少しわかりやすい形で認知症とされている病名をいれるか。

澁谷委員

これは定義がないところなのですよ。

新開書記

浜田市の条例ではこういった法を用いて示す場合に、あえて、併記してそのものを入れないようにしています。

柳楽委員長

よくこういうものを見るので。2条の所とか。

西村委員

認知症の定義。

新開書記

これで規定しているものに更に注釈というか、よりわかりやすくなるような言い方はしていない。

布施委員

脳の働きが徐々に低下するのが認知症ではないの。

新開書記

澁谷原案は、認知症は脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の異質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能と認知機能が低下した場合、介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症を言う、という丁寧な説明が原案はしてあったのですが、そこをばっさり削ってこの形になっています。

布施委員

脳にいろいろな刺激があって低下するのがほとんどで、起因は糖の摂り過ぎだったりいろいろあるけど。加齢による物忘れとは違う。認知症というのはお医者さんがちゃんと見て、その分で判断してどうするかであって、もし分かりやすくしようと思えば、私はそう理解しています。

村武委員

愛知県設楽町の条例は詳しく載っています。確かに分かりやすいとは思いました。

柳楽委員長

第何条の第何項ということは入れてない。

上野委員

澁谷委員が最初に作られた中には細かく出ている、最後に介護保険法のことであってもっとわかりやすい。

新開書記

法を用いずに、状態のみを示すやり方もあると思いますし、法で規定されているものと併記して作るやり方はあまりしない。

柳楽委員長

法令審査の方では、ということですね。



1時間以上経過したので暫時休憩を取りたいと思います。再開を10時50分とします。

[ 10時44分 休憩 ]

[ 10時50分 休憩 ]

柳楽委員長

委員会を再開します。先ほどの議論の続きで、2条の(1)をこのままにするのか、もう少し具体的に認知症とされている例を挙げるのかというところでしたが、どういたしましょう。

澁谷委員

事務長案で良いです。

柳楽委員長

そのままということですか。

澁谷委員

一枚岩でいかないと執行部には瓦解されると思うから。

柳楽委員長

というご意見ですが、現状のままでよろしいですか。

( 「はい」という声あり )

ではこれで良いということにしたいと思います。

前文をもう少し、というご意見がありました、どういう意見がありますか。

西村委員

例えば、市民が誰一人として「取り残される」という表現が、ちょっと条例的でない。どういう状態を言うのかが、だいたいは分かりますが条例は厳格だから。

柳楽委員長

それが国の方でもすごく言われていて、いろいろな社会保障でも言われているのですが。

西村委員

もっと厳密な言い方。これでは法令審査で引っかかるのでは。

柳楽委員長

尊厳を持って暮らせる、とかですか。宿題ですか。ここについては文言としてきちんと提案をいただきたいと思いますので、ここだけではなく他の所も、次回にはそのようにお願いします。

それでは検討しないとイケないのはこの前段部分と。

新開書記

先ほど芦谷委員から、定義の第2条で、関係機関に教育を入れるかという提案でしたがどうでしょうか。

柳楽委員長

いかがですか、2条(5)で、関係機関があつて、認知症の人の支援に携わる医療、介護、福祉等の機関を言う、の所に、生活支援だとか・・・。

新開書記

「保健、教育、法律、生活関連」を加えるかどうか。

柳楽委員長

入れたらどうかという提案がありましたが、それについてはい

かがしまししょうか。

( 「入れましよう」という声あり )

では御坊市が挙げられているものを全部入れるという形で良いですか。

( 「はい」という声あり )

新開さん読み上げてもらって良いですか、書き写すので。

新開書記

(5)関係機関 認知症の人の支援に携わる医療、介護、福祉、保健、教育、法律、生活関連等の機関をいう。

柳楽委員長

ではそれを入れたいと思います。

ここは何をどうするかは考えてこないといけません、それは今言っても出てこないと思いますので、次回の時に具体的に。市が認知症関連で行っている施策について、全てということはないと思うので、ここは皆さんに公表した方が良さだろうというものを確認していただいて、これを、というのを次回、具体的に出していただきます。あまりずらずら項目があってもね。

澁谷委員

それは1個でも公表には違いないので。

柳楽委員長

この部分で特に意見出てないですよ。

西村委員

第3条は文章的におかしい。最初の十数文字は要らないのでは。

柳楽委員長

認知症の人にやさしいまちづくりは、という所ですか。

西村委員

取っても十分意味が通じるというか、それで本来の文章ではないかな。

柳楽委員長

市民、事業者、関係機関は、というところで。

西村委員

今、御坊市のものを見ているがそうなっている。

柳楽委員長

良いですか、「認知症の人にやさしいまちづくりは」を削るといふご意見ですが。

( 「はい」という声あり )

ではこれは削除します。それ以外に修正・訂正ありませんか。

西村委員

第10条の「予防施策」はそもそも予防施策からこの議論、政策提言のテーマが始まっているので、ここを強化する。加筆というか。文章が多ければ良いわけではないけど、例えば2項で言うと、必要に応じて言えばそれはそうだけど、認知症予防の施策を講じる時は必ず生活習慣病予防に関する指導と助言を積極的に取り入れるとか。

柳楽委員長 必要に応じてではなくて。

西村委員 それこそ執行部は、必要に応じてやっていますと言うだろう。

柳楽委員長 必要に応じて、というのを省いて、より強く訴えるような文言を入れるのですか。

西村委員 要するに第10条をもうちょっと強化するように。

柳楽委員長 今政策提言として挙げようとしているものと、ここを照らし合わせて。

西村委員 そう、マッチングするように。だから別に項目は増やさなくて良い。

柳楽委員長 それもこの時間にはなかなか皆さんから具体的な案は出てこないと思いますので、これも次回、22日に。

新開書記 22日には話をするのですが、その時では少し遅いのでは…。

柳楽委員長 それまでの所では無理だったのですよね、皆さん。

（ 以下、自由討議 ）

中山間地域振興特別委員会が午後1時からにはなっていますが、前段がどこで終わるかにもよりますが。

澁谷委員 中山間地域振興特別委員会でない委員さんで打合せして直しておけば良い。それで、これで良いですかと。

布施委員 私と芦谷さんと上野さんが委員。委員長もいない。

柳楽委員長 でも検討しておいてもらうことは良いですよ。

村武委員 ではいる人だけで話し合っておいて、終わられた時に見てもらおうということですか。

柳楽委員長 そうなると、予防施策は今晚中に具体的に、こういう文言に変えたいという形で発表をお願いします。

布施委員 具体的に予防習慣のチェックや栄養管理といった言葉を入れずに、具体的に入れるの。

柳楽委員長 政策提言の分と照らし合わせて、ここによりわかりやすい形。ただ、あまり長くならない方が良いので、そこを上手くはめ込んでいただいて。

澁谷委員 では4日にやりましょう。

柳楽委員長 修正箇所の再確認をします、前文のところをもう少し、西村委員が言われたのは「誰一人として取り残されることがない」という文言は条例としてはぼんやりしているかなという指摘をされ

ています。それと、認知症の予防施策第10条のところの、具体的な文章として出してください。

西村委員

要はここがメインだということが感じ取れるような文言に。個々が勘所なのだと。

柳楽委員長

それと第12条で、公表の中身を、多くはなくて良いのでこういったものが一番市民の皆さんに取っても知りたい所であろうという所ですよ。

田畑委員

ぼかしていても良いと思うけど。

柳楽委員長

でも執行部から、何を公表するのですかと言われた時のために。

布施委員

これに入れるわけではなくて。

柳楽委員長

入れても入れなくても良いですが、でも条例にそれを入れるのはあまり似つかわしくないのかなと思うので、聞かれた場合にこういう所、というのを出せるように。危機管理的なところでお願いします。では明日の定例会終了後の、中山間地域振興特別委員会が終わってからさせていただきます。

新開書記

議会運営委員会が終わって、とりあえず中山間地域振興特別委員会の委員でない人は来て打合せをして、中山間地域振興特別委員会が終わったら正式に委員会を開くということですね。

布施委員

公共交通と、政策提言と被っている部分があるけど。自由討議はもうしたから、それをまとめて委員長が、こういう方向性でまとめていきたいのですがと発表してもらって、あとの文言は高知県梶原町等を踏まえての政策提言になるから、そんなにかからないにしても1時間はかかりますね。

柳楽委員長

とりあえず条例案の修正については以上で終わります。

先ほど話に出ていた役割分担ですが、いかがでしょうか。

澁谷委員

明日やりましょう。

柳楽委員長

はい。

澁谷委員

でも基本的には正副委員長をメインにして、西村さんが代表して西村さんと私と何人かが答えるよ。ただ言うておくけど、うちの提案内容が一番詳しい。具体的だから。具体的であるということは意見がどんどん出てくる。他の委員会を見ていると、あまりにも漠然としているからほとんど意見にならない、討論にならない。でもうちは具体的だからどんどん出てくるから。他と一緒に

柳楽委員長 したらいけない。  
パワーポイントに関しては、政策提言の案の分のはじめにだとか、現状と課題だとか……。

澁谷委員 タブレットにはパワーポイントは入ってないでしょう。

柳楽委員長 それで見られないということですか。

村武委員 キーノートというのがパワーポイントと同じ機能ですが。

柳楽委員長 これを見ていただくのが良いのか、あれで見ていただくのが良いのか。

澁谷委員 明日話そう。

柳楽委員長 はい。

## 2 その他

柳楽委員長 その他に皆さんから何かありますか。

村武委員 明日でも良いのですが、広報広聴委員会で議会だよりのトピックスを書かないといけないのですが、今回何を挙げたら良いのかなと思います。ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

柳楽委員長 昨日もそのお話をいただいたのですが、なかなか今回の内容で、議案といっても……。

（ 以下、自由討議 ）

村武委員 これは8日までに出せば良いので、挙げていただきたいです。皆さんの意見を聞きたいです。

柳楽委員長 他には。

新開書記 今度の22日、福祉環境委員会をやった後に浜田市の診療医の先生らとの意見交換会がありますが、これは勉強会という位置づけで良いですか。

（ 「はい」という声あり ）

以上で本日の福祉環境委員会は終了いたします。

（ 閉 議 11時20分 ）

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 柳楽 真智子 ㊞